

令和4年度 水質検査計画



厚 沢 部 町



目 次

1.	水質検査計画の概要	1
2.	水道事業の概要	2
3.	水道水源の概要	5
4.	水質検査計画	5
	（1） 水質検査の基本方針	5
	（2） 検査項目及び検査頻度	6
	（3） 検査採水地点	6
	（4） 臨時の水質検査	6
	（5） 水質検査の方法と委託する内容	7
	（6） 水質管理において留意する事項	7
5.	検査計画及び結果の公表方法とお客様の声	7
6.	令和3年度水質検査計画	8
7.	検査項目と頻度（根拠）	11

1. 水質検査計画の概要

(1) 水質検査計画策定の意義

近年、水道の水質を取り巻く環境が大きく変わり、新たな化学物質や消毒副生成物が問題視されてきたことを受け、水質基準に関する厚生労働省令が改正され、平成16年度から水質基準項目が46項目から50項目に改変されました。また、平成15年の水道法施行規則の一部を改正する省令により、水質検査計画の策定と公表が義務付けられました。

厚沢部町では、これら法令を遵守し、水質管理の徹底及び水道をご利用している皆様に対して、より一層安全な水道水の供給に努めるため、ここに令和4年度水質検査計画を策定し、公表いたします。

この水質検査計画の期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、計画の内容は毎年見直しすることとします。

(2) 水質基準の概要

水質基準とは、水道水の安全性を保証するために水道法で定められたもので、水道事業者は定期的に公定検査法で水質検査を行い、安全な水を提供することが義務付けられています。一般細菌や大腸菌はもとより、検出率が低い物質でも健康に悪影響を与えたり、生活に支障をきたしたりする可能性のある物質が、水質基準の対象となっています。

現在、検査項目は全部で51項目ありますが、全項目の検査頻度は基本となる検査回数で良いとされ、また水道事業者の責任において、検査項目や過去の検査実績によっては検査回数の減及び省略をすることが可能なため、効率性や経済性、地域性を考慮した、適正な検査頻度としています。

2. 水道事業の概要

(1) 水道事業のあゆみ

地 区 名	旧 俄 虫 地 区 簡 易 水 道	旧 館 地 区 簡 易 水 道	旧 鶉 地 区 簡 易 水 道	備 考
創 設 認 可 年 月 日	昭和34年 7月29日	昭和36年 5月31日	昭和43年 3月30日	各簡易水道 創設(新設)
給 水 開 始 年 月 日	昭和35年 10月1日	昭和37年 2月1日	昭和45年 2月1日	
変 更 認 可 年 月 日	昭和56年 11月13日	昭和54年 5月19日	昭和58年 3月31日	各簡易水道 (最新認可日)

厚沢部町簡易水道事業は、当初上記表のとおり3地区の簡易水道事業により創設認可を受け、給水開始されてから58年が経過しました。

その間、安定した水源を求め、平成8年4月17日付けにて、既設の館地区簡易水道及び鶉地区簡易水道を廃止し、旭丘地区飲雑施設、未給水地区の拡張を行い、俄虫地区簡易水道へ統合し、簡易水道名を厚沢部町簡易水道としました。

同時に平成8年度から平成13年度にかけて道が行う、道営畑地帯総合整備(営農用水)事業と、町簡易水道事業厚沢部地区工事の合併施工により大方の施設改修を行い、配水施設、取水施設の新設及び増設により安定した水源水量の確保をし、字相生からの湧水により厚沢部町簡易水道の給水区域内へ送配水しています。

また、平成29年度からは道が行う、道営農地整備事業(営農用水)と、町簡易水道事業厚沢部地区工事の合併施行により水道施設の更新を実施しています。

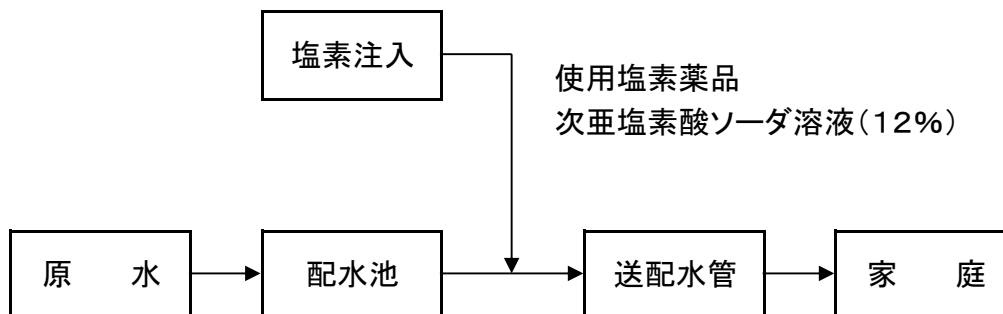
(2) 給水状況と配水施設のあらまし

厚沢部町簡易水道事業の給水状況は、次のとおりです。

1) 給水状況(令和3年3月末現在)

計 画 給 水 人 口	5,000人
給 水 区 域 内 人 口	3,791人
現 在 給 水 人 口	3,739人
普 及 率	98.6%
原 水 の 種 別	湧 水
浄 水 方 法	塩素処理(滅菌)
給 水 区 域 面 積	51.4km ²
計画1日最大給水量	3,000m ³
実績1日最大給水量	1,795m ³

2) 厚沢部町簡易水道浄水方式



3) 厚沢部町簡易水道配水施設の概要

施 設 名	所 在 地	池数	施設能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	配水池容量 (m^3)	備 考
第1配水池	字相生 426-8	2	312.00	360.00	
相和配水池	字相生 426-4	2	122.00	50.00	
旭丘配水池	字相生 426-7	2	15.00	13.20	
俄虫配水池	本 町 130-1	2 1 1	1,443.00	452.20 194.00 190.00	
鶉配水池	鶉 町 452-5	2 2	386.00	71.55 256.00	
館配水池	字社の山 352-13	2 2	722.00	285.20 168.00	
合 計		18	3,000.00	2,040.15	

3. 水道水源の概要

厚沢部町簡易水道は、平成8年度から営農用水事業により水源池等の整備を行い、水不足及び水質悪化等の問題を解消し、また平成12年2月中旬からは字相生の湧水を館地区へも送水し、現在では厚沢部町簡易水道給水区域内全域に字相生426番地の7地内の湧水が給水されています。

この湧水は、水源上流域の山間部に降った雨や雪が、地中深くに浸透し、長い年月を経て現在の水源池から湧き出ているものと考えられます。

水質的に恵まれた水源ではありますが、水道原水及び水道水における汚染の原因、水質管理上注意すべき項目を下表のとおりとします。

区 分	薬品・資機材の使用状況	汚染の要因	水質管理上注意すべき項目
原 水 (湧 水)	—	人、動物の糞便等の汚染 降雨等による濁水	一般細菌・大腸菌 硝酸態窒素 及び亜硝酸態窒素 有機物(TOC) 濁度
浄 水 (配水池～給水栓)	各配水池において、次亜塩素酸ソーダ溶液を使用	消毒副生成物	消毒副生成物(12項目)

4. 水質検査計画

(1) 水質検査の基本方針

水源の湧水の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえ、厚沢部町簡易水道の水質検査計画を策定しました。

- ① 検査地点 浄水は水質基準が適用される給水栓(蛇口)、原水は取水池の接合井とする。
- ② 検査項目 水道法で検査が義務付けられている水質検査基準項目(51項目)は、水道法の基本回数で実施し、水道水の安全性を保証します。
- ③ 原水検査 年1回は消毒副生成物を除いた40項目の検査を行います。
また、クリプトスポリジウムの指標菌となる大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を毎月実施します。

(2) 検査項目及び検査頻度

- ① 毎日検査 1日1回、町内の給水栓において、色・濁り・残留塩素(自動測定)の検査を行います。
- ② 毎月検査 1ヶ月に1回、町内3ヶ所の給水栓において、水質変化の指標となる9項目について水質検査を行います。さらに臭気原因物質のジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目を藻類の発生時期に附加して検査を行います。
- ③ 水質基準項目 3ヶ月に1回、町内3ヶ所の給水栓において、水質基準項目(消毒副生成物等項目)12項目について水質検査を行います。また、館地区において3ヶ月に1回及び1ヶ月に1回の検査項目、並びに臭気原因物質の2項目、これらを除いた28項目について、10月に水質検査を行います。
- ④ 原水検査 10月に消毒副生成物を除いた40項目の水質検査を行います。また、クリプトスポリジウム(病原微生物)の指標である指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)の検査を毎月行います。

(3) 検査採水地点

厚沢部町簡易水道給水区域内全域が字相生426番地の7地内の湧水であるため、主要3地区配水系統から公的施設の給水栓より検査(採水)を行います。

また、各給水系統の末端では、残留塩素濃度を常時自動測定し、遠方監視システムにより監理しています。

・給水栓(浄水)

- ① 厚沢部地区 : 厚沢部町役場庁舎 ※ 俄虫配水池からの給水系統による。
- ② 鶉地区 : 鶉地区多目的研修集会施設 ※ 鶉配水池からの給水系統による。
- ③ 館地区 : 館地域振興センター ※ 館配水池からの給水系統による。

・原水

水源水質を確認するため、相生水源取水池(接合井)より採水し、検査します。

(4) 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水及び配水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止し、必要に応じて水源、配水池、給水栓等から採水し臨時の検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど、水質が著しく悪化したとき。
- ② 臭気等に著しい変化が生じるなど、異常があったとき。
- ③ その他必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

(5) 水質検査の方法と委託する内容

採水(一部)・水質検査・成績書発行までの業務を水道法第20条登録機関に委託します。

(6) 水質管理において留意する事項

- ① 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して、毎年度見直しを実施していきます。
- ② 検査計画外の項目に関しては、必要があれば臨時の水質検査として取り入れていきます。

5. 検査計画及び結果の公表方法とお客様の声

安全でおいしい水を提供するために、厚沢部町簡易水道では水質検査計画と検査結果を町広報等にて公表します。また、これらの事項につきましては、水道をご利用している皆様からご意見をいただきながら、水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。

6. 令和4年度水質検査計画

令和4年度 厚沢部町水道計画 厚沢部町簡易水道 厚沢部地区

項目	○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量	
1 一般細菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
2 大腸菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
3 カドミウム及びその化合物	-	1年							●						1	
4 水銀及びその化合物	-	1年							●						1	
5 セレン及びその化合物	-	1年							●						1	
6 鉛及びその化合物	-	1年							●						1	
7 ヒ素及びその化合物	-	1年							●						1	
8 六価クロム化合物	-	1年							●						1	
9 亜硝酸態窒素	-	1年							●						1	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	1年	○			○			○	●		○			5	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	1年							●						1	
12 フッ素及びその化合物	-	1年							●						1	
13 ホウ素及びその化合物	-	1年							●						1	
14 四塩化炭素	-	1年							●						1	
15 1,4-ジオキサン	-	1年							●						1	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	-	1年							●						1	
17 ジクロロメタン	-	1年							●						1	
18 テトラクロロエチレン	-	1年							●						1	
19 トリクロロエチレン	-	1年							●						1	
20 ベンゼン	-	1年							●						1	
21 塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
22 クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
23 クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
26 臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
27 総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
30 ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4	
32 亜鉛及びその化合物	-	1年							●						1	
33 アルミニウム及びその化合物	-	1年							●						1	
34 鉄及びその化合物	-	1年							●						1	
35 銅及びその化合物	-	1年							●						1	
36 ナトリウム及びその化合物	-	1年							●						1	
37 マンガン及びその化合物	-	1年							●						1	
38 塩化物イオン	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	1年							●						1	
40 蒸発残留物	-	1年							●						1	
41 陰イオン界面活性剤	-	1年							●						1	
42 ジェオスミン	3回/時期	1年				○	○	○	●						4	
43 2-メチルイソボルネオール	3回/時期	1年				○	○	○	●						4	
44 非イオン界面活性剤	-	1年							●						1	
45 フェノール類	-	1年							●						1	
46 有機物(TOC)	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
47 pH値	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
48 味	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
49 臭気	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
50 色度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
51 濁度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
	項目数		21	9	9	23	11	11	21	40	9	9	21	9	9	202

指標菌	大腸菌(定量試験)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
検査	嫌気性芽胞菌(ウエルシュ芽胞菌)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
顕微鏡	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	-													
項目数			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

令和4年度 厚沢部町水道計画
厚沢部町簡易水道 鶉地区

項目	○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量
1 一般細菌	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
2 大腸菌	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
3 カドミウム及びその化合物	1年	-							○						1
4 水銀及びその化合物	1年	-							○						1
5 セレン及びその化合物	1年	-							○						1
6 鉛及びその化合物	1年	-							○						1
7 ヒ素及びその化合物	1年	-							○						1
8 六価クロム化合物	1年	-							○						1
9 亜硝酸態窒素	1年	-							○						1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	-	○			○			○			○			4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1年	-							○						1
12 フッ素及びその化合物	1年	-							○						1
13 ホウ素及びその化合物	1年	-							○						1
14 四塩化炭素	1年	-							○						1
15 1,4-ジオキサン	1年	-							○						1
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1年	-							○						1
17 ジクロロメタン	1年	-							○						1
18 テトラクロロエチレン	1年	-							○						1
19 トリクロロエチレン	1年	-							○						1
20 ベンゼン	1年	-							○						1
21 塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
22 クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
23 クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4
26 臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
27 総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4
30 ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4
32 亜鉛及びその化合物	1年	-							○						1
33 アルミニウム及びその化合物	1年	-							○						1
34 鉄及びその化合物	1年	-							○						1
35 銅及びその化合物	1年	-							○						1
36 ナトリウム及びその化合物	1年	-							○						1
37 マンガン及びその化合物	1年	-							○						1
38 塩化物イオン	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1年	-							○						1
40 蒸発残留物	1年	-							○						1
41 陰イオン界面活性剤	1年	-							○						1
42 ジェオスミン	3回/時期	-				○	○	○							3
43 2-メチルイソボルネオール	3回/時期	-				○	○	○							3
44 非イオン界面活性剤	1年	-							○						1
45 フェノール類	1年	-							○						1
46 有機物(TOC)	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
47 pH値	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
48 味	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
49 臭気	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
50 色度	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
51 濁度	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
項目数			21	9	9	23	11	11	49	9	9	21	9	9	190

指標菌	大腸菌(定量試験)	△	-												
検査	嫌気性芽胞菌(ウエルシュ芽胞菌)	△	-												
顕微鏡	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	△	-												
項目数															

令和4年度 厚沢部町水道計画
厚沢部町簡易水道 館地区

	項目	○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量
1	一般細菌	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
2	大腸菌	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
3	カドミウム及びその化合物	-	-													
4	水銀及びその化合物	-	-													
5	セレン及びその化合物	-	-													
6	鉛及びその化合物	-	-													
7	ヒ素及びその化合物	-	-													
8	六価クロム化合物	-	-													
9	亜硝酸態窒素	-	-													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	-	○			○			○			○			4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	-													
12	フッ素及びその化合物	-	-													
13	ホウ素及びその化合物	-	-													
14	四塩化炭素	-	-													
15	1,4-ジオキサン	-	-													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	-	-													
17	ジクロロメタン	-	-													
18	テトラクロロエチレン	-	-													
19	トリクロロエチレン	-	-													
20	ベンゼン	-	-													
21	塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
22	クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
23	クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4
26	臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
27	総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4
30	ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4
32	亜鉛及びその化合物	-	-													
33	アルミニウム及びその化合物	-	-													
34	鉄及びその化合物	-	-													
35	銅及びその化合物	-	-													
36	ナトリウム及びその化合物	-	-													
37	マンガン及びその化合物	-	-													
38	塩化物イオン	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	-													
40	蒸発残留物	-	-													
41	陰イオン界面活性剤	-	-													
42	ジェオスミン	3回/時期	-				○	○	○							3
43	2-メチルイソボルネオール	3回/時期	-				○	○	○							3
44	非イオン界面活性剤	-	-													
45	フェノール類	-	-													
46	有機物(TOC)	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
47	pH値	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
48	味	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
49	臭気	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
50	色度	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
51	濁度	毎月	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
項目数				21	9	9	23	11	11	21	9	9	21	9	9	162

指標菌	大腸菌(定量試験)	／	-													
検査	嫌気性芽胞菌(ウエルシュ芽胞菌)	／	-													
顕微鏡	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	／	-													
項目数																

7. 検査項目と頻度

(1) 厚沢部町簡易水道 厚沢部地区

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由(過去3年間(一部過去5年間)の結果より)は下記に示すとおりです。

配水系統：厚沢部地区

区分	No.	項 目 名	基 準 値	年間の測定頻度		設 定 理 由 (浄水)
				浄水	原水	
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	1	毎月実施の検査項目
	2	大腸菌	検出されないこと	12	1	
無機物質・金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	-	1	
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1	
	8	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	-	1	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	-	1	3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)
	10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01 mg/l 以下	4	1	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	-	1	
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	-	1	
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	-	1	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	-	1	
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	-	1	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	1	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	1	
	20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	-	1	
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	b)	3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4		
	23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4		
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4		
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4		
	30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4		
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4		
色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	-	1	
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	-	1	
	35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	
味覚	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	-	1	同上
色	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	-	1	同上
味覚	38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略
	40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	-	1	
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	-	1	同上
臭気	42	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	3	1	a)
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	3	1	
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略
臭気	45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	-	1	
味覚	46	有機物(TOC)	3 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下	12	1	同上
	48	味	異常でないこと	12	1	
	49	臭気	異常でないこと	12	1	
	50	色度	5 度 以下	12	1	
	51	濁度	2 度 以下	12	1	
指標菌	-	大腸菌(定量試験)	検出されないこと	-	12	水源の安全性を確認するため毎月実施
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	-	12	
顕微鏡	-	クリプトสปリジウム等(原虫検査)	検出されないこと	-	-	

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。

(2) 厚沢部町簡易水道 鶉地区

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由(過去3年間(一部過去5年間)の結果より)は下記に示すとおりです。

配水系統：鶉地区

区分	No.	項 目 名	基 準 値	年間の測定頻度		設 定 理 由 (浄水)
				浄水	原水	
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	－	毎月実施の検査項目
	2	大腸菌	検出されないこと	12	－	
無機物質金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	1	－	過去2年検査省略したため、R4年度は1回実施
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	－	
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	－	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	－	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	－	
	8	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	1	－	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	1	－	3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)
	10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01 mg/l 以下	4	－	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	1	－	過去2年検査省略したため、R4年度は1回実施
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	－	
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	－	
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	－	過去2年検査省略したため、R4年度は1回実施
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	1	－	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1	－	
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	－	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	－	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	－	
消毒副生成物	20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	－	b)
	21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	－	
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4	－	
	23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4	－	
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4	－	
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4	－	
	26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4	－	
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4	－	
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4	－	
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4	－	
	30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4	－	
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4	－	
色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	－	過去2年検査省略したため、R4年度は1回実施
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	1	－	
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	1	－	
	35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	－	
味覚	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	－	同上
色	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	－	同上
味覚	38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	－	毎月実施の検査項目
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	1	－	過去2年検査省略したため、R4年度は1回実施
	40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	1	－	同上
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	－	同上
臭気	42	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	3	－	a)
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	3	－	
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	1	－	過去2年検査省略したため、R4年度は1回実施
臭気	45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	1	－	
味覚	46	有機物(TOC)	3 mg/l 以下	12	－	毎月実施の検査項目
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下	12	－	同上
	48	味	異常でないこと	12	－	
	49	臭気	異常でないこと	12	－	
	50	色度	5 度 以下	12	－	
	51	濁度	2 度 以下	12	－	
指標菌	-	大腸菌(定量試験)	検出されないこと	－	－	
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	－	－	
顕微鏡	-	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	検出されないこと	－	－	

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。

(3) 厚沢部町簡易水道 館地区

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由(過去3年間(一部過去5年間)の結果より)は下記に示すとおりです。

配水系統：館地区

区分	No.	項 目 名	基 準 値	年間の測定頻度		設 定 理 由（浄水）
				浄水	原水	
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	－	毎月実施の検査項目
	2	大腸菌	検出されないこと	12	－	
無機物質金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	－	－	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	－	－	
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	－	－	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	－	－	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	－	－	
	8	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	－	－	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	－	－	3ヶ月毎に1回の検査項目（省略不可）
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	－	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	－	－	
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	－	－	
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	－	－	
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	－	－	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	－	－	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	－	－	
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	－	－	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	－	－	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	－	－	
消毒副生成物	20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	－	－	b)
	21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	3ヶ月毎に1回の検査項目（省略不可）	
	22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4		
	23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4		
	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4		
	27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4		
	30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4		
	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4		
色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	－	－	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	－	－	
	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	－	－	
	35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	－	－	
味覚	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	－	－	同上
色	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	－	－	同上
味覚	38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	－	毎月実施の検査項目
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l 以下	－	－	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略
	40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	－	－	
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	－	－	同上
臭気	42	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	3	－	a)
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	3	－	
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	－	－	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略
臭気	45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	－	－	
味覚	46	有機物（TOC）	3 mg/l 以下	12	－	毎月実施の検査項目
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下	12	－	同上
	48	味	異常でないこと	12	－	
	49	臭気	異常でないこと	12	－	
	50	色度	5 度 以下	12	－	
	51	濁度	2 度 以下	12	－	
指標菌	-	大腸菌（定量試験）	検出されないこと	－	－	
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	－	－	
顕微鏡	-	クリプトスポリジウム等（原虫検査）	検出されないこと	－	－	

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。